

平成 2 7 年 3 月 3 日 招 集

平成 2 7 年 第 1 回

佐 渡 市 議 会 定 例 会 議 案

佐 渡 市

目 次

議案第 1 号	佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 3 号	佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 4 号	佐渡市教育長の給与に関する条例の制定について	32
議案第 5 号	佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	35
議案第 6 号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 7 号	佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 8 号	佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 9 号	佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第10号	佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	45
議案第11号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第12号	佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49

議案第13号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第14号	佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	54
議案第15号	佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	57
議案第16号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第17号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第18号	佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第19号	佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第20号	佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第21号	佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	101
議案第22号	佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案第23号	佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	105

議案第24号	佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の 制定について	107
議案第25号	信託の解除について（堀記念ビル）	109
議案第26号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤 泊自然休養村管理センター）	110
議案第27号	佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の 変更について	111
議案第28号	市道路線の認定について	112
議案第29号	市道路線の変更について	113
議案第30号	市道路線の廃止について	114
議案第31号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第10号） について	115
議案第32号	平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予 算（第4号）について	115
議案第33号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第5号）について	115
議案第34号	平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第4号）について	115
議案第35号	平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算 （第4号）について	115
議案第36号	平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第 4号）について	115
議案第37号	平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算 （第4号）について	115

議案第38号	平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について	115
議案第39号	平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	115
議案第40号	平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	115
議案第41号	平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	115
議案第42号	平成27年度佐渡市一般会計予算について	115
議案第43号	平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	115
議案第44号	平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	115
議案第45号	平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について	115
議案第46号	平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について	116
議案第47号	平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について	116
議案第48号	平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	116
議案第49号	平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	116
議案第50号	平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	116
議案第51号	平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	116

議案第52号	平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	116
議案第53号	平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	116
議案第54号	平成27年度佐渡市病院事業会計予算について	116
議案第55号	平成27年度佐渡市水道事業会計予算について	116
議案第56号	佐渡市教育委員会委員の任命について	最終日上程
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第 1 号

佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

（佐渡市情報公開条例の一部改正）

第 1 条 佐渡市情報公開条例（平成16年佐渡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 2 号ウ中「第 2 条 第 2 項」を「第 2 条 第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（佐渡市個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条 第 2 項 第 3 号ウ中「第 2 条 第 2 項」を「第 2 条 第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例

佐渡市行政手続条例（平成16年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を

「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」に改める。

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

前号の条項に規定する要件

当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

当該行政指導の内容

当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

前号の条項に規定する要件

当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

- 3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

法令に違反する事実の内容

当該処分又は行政指導の内容

当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項

当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

- 3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（佐渡市税条例の一部改正）

2 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「佐渡市行政手続条例第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加え、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 3 号

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第10条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第16条の4第1項中「週休日又は休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の4第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第16条の8第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第17条中「及び第10条の2」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
員以	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
外の	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
職員	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300

29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600

59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	

89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		
111		298,000	346,900		
112		298,300	347,200		
113		298,400	347,700		
114		298,700			
115		299,000			
116		299,400			
117		299,600			
118		299,800			

	119		300,100				
	120		300,400				
	121		300,800				
	122		301,000				
	123		301,300				
	124		301,600				
	125		301,900				
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第20条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600

14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700
15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900
16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000
17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200
18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200
19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300
20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400
21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500
22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500
23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500
24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600
25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500
26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500
27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600
28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600
29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500
30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600
31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700
32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700
33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600
34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700
35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800
36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700
37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400
38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900
39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900

44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600

74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800
94	298,100	321,800	348,200	381,800		
95	299,300	323,200	349,700	382,400		
96	300,600	324,500	351,200	382,900		
97	301,700	325,700	352,500	383,300		
98	302,900	327,000	353,700	383,700		
99	304,100	328,300	354,800	384,300		
100	305,300	329,600	356,000	384,800		
101	306,500	331,000	357,100	385,200		
102	307,500	331,900	358,200	385,700		
103	308,600	333,100	359,300	386,300		

104	309,600	334,300	360,500	386,800
105	310,400	335,400	361,700	387,100
106	311,000	336,500	362,200	387,500
107	311,600	337,500	362,800	388,000
108	312,300	338,600	363,400	388,300
109	312,800	339,800	364,000	388,600
110	313,300	340,800	364,500	389,100
111	313,900	341,800	365,000	389,600
112	314,500	342,700	365,500	390,100
113	315,300	343,600	365,900	390,400
114	316,000	344,500	366,300	390,900
115	316,700	345,500	366,900	391,400
116	317,400	346,500	367,400	391,900
117	318,000	347,500	367,800	392,200
118	318,800	348,000	368,300	392,700
119	319,500	348,600	368,900	393,200
120	320,300	349,200	369,400	393,700
121	320,900	349,500	369,500	394,100
122	321,200	349,900	370,100	394,600
123	321,700	350,400	370,600	395,000
124	322,200	350,800	371,000	395,500
125	322,500	351,200	371,500	395,900
126		351,600	372,000	
127		352,100	372,500	
128		352,500	373,000	
129		352,900	373,300	
130		353,300	373,800	
131		353,700	374,300	
132		354,100	374,800	
133		354,300	375,100	

	134		354,800	375,600			
	135		355,200	376,000			
	136		355,500	376,400			
	137		355,800	376,700			
	138		356,200	377,200			
	139		356,700	377,700			
	140		357,200	378,200			
	141		357,500	378,500			
	142		358,000				
	143		358,500				
	144		359,000				
	145		359,300				
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第３イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600

9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300

39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	

69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	

	99		290,600	327,300	348,400		
	100		290,900	327,600	348,800		
	101		291,200	327,800	349,300		
	102		291,400	328,100	349,700		
	103		291,600	328,500	350,100		
	104		291,900	328,700	350,500		
	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
1		155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
2		157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
3		158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
4		159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
5		161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600

6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800

36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000

66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		

96	281,100	314,000	347,400	364,800
97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	

126	295,200	326,000				
127	295,500	326,400				
128	295,900	326,600				
129	296,100	326,700				
130	296,400	327,000				
131	296,800	327,400				
132	297,200	327,600				
133	297,400	327,900				
134	297,700	328,300				
135	298,100	328,700				
136	298,400	329,100				
137	298,600	329,400				
138	298,900	329,800				
139	299,300	330,200				
140	299,600	330,600				
141	299,800	330,900				
142	300,200	331,300				
143	300,600	331,600				
144	300,900	332,000				
145	301,000	332,300				
146	301,300	332,700				
147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500				
149	302,200	333,800				
150	302,400	334,200				
151	302,700	334,600				
152	303,000	335,000				
153	303,400	335,300				
154	303,600					
155	303,800					

	156	304,100					
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その

者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する佐渡市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条の5第5項（給与条例第16条の8第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第16条の5第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で規則で定める額

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(佐渡市職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 9 佐渡市職員の給与の特例に関する条例 (平成26年佐渡市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年佐渡市条例第 号。以下「平成27年改正条例」という。) 附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に関する前項の規定の適用については、同項中「定められた額から、当該額」とあるのは「定められた額と平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料の額との合計額から、当該合計額」とする。

(佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 10 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年佐渡市条例第57号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

滞納処分手当

徴収手当

第 3 条の見出しを「(滞納処分手当)」に改め、同条第 1 項中「税滞納処分手当」を「滞納処分手当」に、「税務主管課に所属する職員(以下「税務職員」という。) が税」を「職員が税等」に改める。

第 4 条の見出しを「(徴収手当)」に改め、同条第 1 項中「税徴収手当」を「徴収手当」に、「税務職員が税」を「職員が税等」に改める。

(佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 11 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成16年佐渡市条例第293号) の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。
第12条第 3 項を削る。

(佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

12 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成21年佐渡市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第 5 条の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する場合に支給する。

議案第 4 号

佐渡市教育長の給与に関する条例の制定について

佐渡市教育長の給与に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教育長の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、教育長の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料)

第3条 教育長の給料月額は、52万8,400円とする。

(通勤手当等の額)

第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例に準ずる。ただし、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料の月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

6 箇月 100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

3 箇月未満 100分の30

(期末手当の支給制限及び一時差止め)

第5条 佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)第16条の6及び第16条の7の規定は、教育長について準用する。

(給与の支給方法)

第6条 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（ 施行期日 ）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

（ 給料の特例措置 ）

- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における教育長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、47万5,000円とする。

議案第 5 号

佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める場合

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

議案第 6 号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	教育委員会		円
	委員	月額	37,600

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

議案第 7 号

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年佐渡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐渡市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する」に、「給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な」を「勤務時間のほか、必要な勤務条件に関する」に改める。

第2条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「（勤務時間、休暇等）」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇について」に改め、同条を第2条とする。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の旅費に関する条例（平成16年佐渡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア及び第4号、第14条第1項第1号ア、第2号ア及び第5号並びに別表第1中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

議案第 9 号

佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

佐渡市特別職報酬等審議会条例（平成16年佐渡市条例第331号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。ただし、平成27年3月31日までに欠けた場合は同日）の翌日から施行する。

議案第10号

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

(佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 1 項 第 1 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改め、同項第 2 号中「及び第 4 号」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

5 対象児童が医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、自己負担額の全額を助成する。

(佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち満15歳に達した日以後最初の 3 月末日までの者が、同項第 1 号ウに該当する医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、対象医療費から保険給付及び他法負担を控除した額を助成する。

(佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 第 1 項 第 1 号イ中「その診療」を「その療養」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者のうち満15歳に達した日以後最初の 3 月末日までの者が、同項第 1 号イに該当する医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、自己負担額の全額を助成する。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

議案第11号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表全般の表24の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

議案第12号

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例(平成20年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(保育料)

第6条 保育園に入園する児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
相川健康増進センターワイドブルーあいかわ	佐渡市相川栄町21番地
さわたコミュニティセンタービューさわた	佐渡市中原244番地2

第3条第1号中「入浴施設」を「センター」に改める。

第5条を次のように改める。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

名称	休館日
相川健康増進センターワイドブルーあいかわ	毎週水曜日 12月31日及び1月1日
さわたコミュニティセンタービューさわた	毎週月曜日

2 前項に定める毎週の休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日を休館日とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第13条関係）

1 相川健康増進センターワイドブルーあいかわ利用料金（税込み）

区分	利用回数	金額	備考
一般利用券	大人	1回	円浴室又はプール利用 600
			1,000共通利用
	小人	1回	300浴室又はプール利用

			500	共通利用
	幼児	1 回	200	プール利用
回数利用券	大人	12回	6,000	浴室又はプール利用
			10,000	共通利用
	大人	6 回	3,000	浴室又はプール利用
			5,000	共通利用
	小人	12回	3,000	浴室又はプール利用
			5,000	共通利用

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 幼児とは、小学生未満の者をいい、浴室の利用料金は無料とする。

2 さわたコミュニティセンタービューさわた利用料金（税込み）

区分		利用回数	金額
一般利用券			円
	大人	1 回	400
	小人	1 回	200
回数利用券	大人	12回	4,000
	小人	12回	2,000
家族風呂利用券	1 室につき 2 時間当たり		2,000

備考

- 1 大人とは、小人及び小学生未満の者以外の者をいう。
- 2 小人とは、小学生、中学生又は高校生をいう。
- 3 小学生未満の者は、無料とする。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

議案第14号

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条
例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれの当該各号に定めるところによる。

保健師その他これに準ずる者 1人

社会福祉士その他これに準ずる者 1人

主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

（その他の事項に係る基準）

第 3 条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項については、次に定めるところによる。

地域包括支援センターは、前条第 1 項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第 1 項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第31条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準）

第3条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定さ

れた目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第 4 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ

り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することで文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予

防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲又は業務量について配慮すること。

委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、関係する市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に

係る事務に必要な情報を記載した文書を、関係する市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を関係する市町村に通知しなければならない。

正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

事業の目的及び運営の方針

職員の職種、員数及び職務内容

営業日及び営業時間

指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

個人情報の管理方法

事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

苦情への対応方法

前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第22条 指定介護予防支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理

由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようになしなければならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者又はそ

の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わな

なければならない。

（会計の区分）

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第33条第14号の規定による指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

第18条の規定による市町村への通知に係る記録

第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質

の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下（「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事

業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあって

ては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会の意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を

提供する等の連携を図るものとする。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意事項)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

単に運動機能、栄養状態又は口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、介護予防サービス提供者等とともに目標を共有すること。

利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

サービス担当学会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条及び前3章(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第31条第2項(第35条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際現に保存している同項の規定に規定する記録でその完結の日から2年を経過していないもの及びこの条例の施行の日以後に完結する同項の規定に規定する記録について適用する。

(佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年佐渡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条中「(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号)」を「(佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年佐渡市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第33条第9号)」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護

予防支援等基準条例第33条各号」に改め、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に改める。

議案第16号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例(平成16年佐渡市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「31,200円」を「34,800円」に改め、同条第2号中「31,200円」を「52,200円」に改め、同条第3号中「46,800円」を「52,200円」に改め、同条第4号中「62,400円」を「62,600円」に改め、同条第5号中「78,000円」を「69,600円」に改め、同条第6号中「93,600円」を「83,500円」に改め、同条に次の3号を加える。

令第38条第1項第7号に掲げる者 90,400円

令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円

令第38条第1項第9号に掲げる者 118,300円

第6条第3項中「口若しくは八、第2号口、第3号口、第4号口又は第5号口」を「口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口」に、「第38条第1項第1号から第5号まで」を「第38条第1項第1号から第8号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の佐渡市介護保険条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(保険料率の特例)

第3条 平成27年度から平成28年度までにおける保険料率は、新条例第4条第1号の規定にかかわらず、令第38条第1項第1号に掲げる者については、31,300円とする。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関

する経過措置)

第4条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体勢整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

議案第17号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第32条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活

住居（法第 8 条第19項又は法第 8 条の 2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「規定する指定居宅サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「規定する指定介護予防サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「介護保険施設」の次に「（法第 8 条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際しての採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第40条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第 6 項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所	指定認知症対応型共同生活介護	介護職員
--------------------	----------------	------

能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所」にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福

祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項を次のように改める。

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

第191条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改

め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。）以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、

同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第8項中「第2項から第6項まで」を「第2項から第7項まで」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「次条第1項及び第44条第6項第2号」を「次条及び第44条第6項」に、「次条第1項及び第44条第6項第3号」を「次条及び第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各

号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事

業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条(第4項を除く。)第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第19号

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市道路占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第277号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	450
	第2種電柱		700
	第3種電柱		940
	第1種電話柱		410
	第2種電話柱		650
	第3種電話柱		890
	その他の柱類		41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	240
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	810
	郵便差出箱及び信書便差出箱		340
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	2,000
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	810
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	37
	外径が0.15m以上0.2m		49

	未満のもの			
	外径が0.2m以上0.4m			97
	未満のもの			
	外径が0.4m以上 1 m			240
	未満のもの			
	外径が 1 m 以上のもの			490
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号 に掲げる施設		占用面積 1 m ² につき 1 年		810
法第32条第 1 項第 5 号 に掲げる施 設	地下街及 び地下室	階数が 1 の もの		A に 0.004 を乗じて 得た額
		階数が 2 の もの		A に 0.007 を乗じて 得た額
		階数が 3 以 上のもの		A に 0.008 を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			980
	地下に設ける通路			590
	その他のもの			810
法第32条第 1 項第 6 号 に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの		占用面積 1 m ² につき 1 日	20
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき 1 月	200
令第 7 条第 1 号に掲げ る物件	看板（アー チである ものを除 く。）	一時的に設 けるもの	表示面積 1 m ² につき 1 月	200
		その他のも の	表示面積 1 m ² につき 1 年	2,000
	標識		1 本につき 1 年	650
	アーチ	車道を横断	1 基につき 1 月	2,000

		するもの		
		その他のもの		980
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 m ² につき 1 年	810
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 m ² につき 1 月	200
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				81
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物			A に 0.016 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.011 を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第20号

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

佐渡市漁港管理条例(平成16年佐渡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項中「180」を「130」に、「250」を「190」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第21号

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表乙和池牧場の項を削る。

第3条第1項中「乳牛及び肉用牛(和牛に限る。)」を「放牧時の月齢が12箇月齢以上である肉用牛(繁殖牛に限る。)」に改める。

第4条第2項第3号中「もの」の次に「又は家畜共済に加入しているもので事故除外申請をしているもの」を加える。

第6条第1項中「別表に定める」を「第3条第1項の規定により放牧の対象となる家畜1頭1日につき、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

未妊娠牛 250円

妊娠牛 180円

別表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第22号

佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静平農村公園の項及び親水公園の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第23号

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の の表中「及び前浜簡易水道」を「、前浜簡易水道及び見立簡易水道」に改め、同表の の表見立簡易水道の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市簡易水道事業給水条例別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の規定は、平成27年5月分の料金から適用し、平成27年4月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第24号

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市教職員住宅条例（平成16年佐渡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別表第2第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第25号

信託の解除について（堀記念ビル）

下記の財産に係る土地信託契約を解除したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第7号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 信託を解除する土地の所在、地目及び地積

土地の所在	地目	地積(㎡)	
東京都新宿区西早稲田二丁目41番2	宅地	799	98

2 信託を解除する建物の所在、構造及び床面積

建物の所在	構造	床面積(㎡)	
東京都新宿区西早稲田二丁目41番地2	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	3,975	22

- 3 信託の受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

- 4 信託の解除日 平成27年3月27日

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第26号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
赤泊自然休養村管理センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
有限会社赤泊農林漁業観光
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年3月3日 提出

佐渡市長 甲斐 元也

議案第27号

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成25～27年度）（第3次変更）別紙添付）

議案第28号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
沢根152号線	佐渡市沢根五十里 1094番4地先	佐渡市沢根五十里 1131番1地先	324.0	4.0
沢根153号線	佐渡市沢根籠町 64番1地先	佐渡市沢根町 113番6地先	524.0	4.0
沢根154号線	佐渡市沢根町 117番地先	佐渡市沢根町 154番2地先	299.0	4.0

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第29号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名		起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
相川223号線	旧	佐渡市相川栄町 26番（右）地先	佐渡市相川栄町 28番（右）地先	105.0	5.7～6.9
	新	佐渡市相川栄町 26番地先	佐渡市相川栄町 3番1地先	398.0	5.7～7.0

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第30号

市道路線の廃止について

下記の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
真木18号線	佐渡市真木5042番地先	佐渡市真木5059番地先	344.9	4.0～4.1

平成27年3月3日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第31号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について （予算書別紙添付）
議案第32号	平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について （予算書別紙添付）
議案第33号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号） について （予算書別紙添付）
議案第34号	平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ いて （予算書別紙添付）
議案第35号	平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）につ いて （予算書別紙添付）
議案第36号	平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）につい て （予算書別紙添付）
議案第37号	平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）につ いて （予算書別紙添付）
議案第38号	平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号） について （予算書別紙添付）
議案第39号	平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に ついて （予算書別紙添付）
議案第40号	平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について （予算書別紙添付）
議案第41号	平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について （予算書別紙添付）
議案第42号	平成27年度佐渡市一般会計予算について （予算書別紙添付）
議案第43号	平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について （予算書別紙添付）
議案第44号	平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について （予算書別紙添付）
議案第45号	平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について （予算書別紙添付）

議案第46号	平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第47号	平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第48号	平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第49号	平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第50号	平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第51号	平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第52号	平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第53号	平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算について (予算書別紙添付)
議案第54号	平成27年度佐渡市病院事業会計予算について (予算書別紙添付)
議案第55号	平成27年度佐渡市水道事業会計予算について (予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。